

藤井寺市子ども・子育て支援事業計画と ニーズ調査について

1

子ども・子育て支援新制度の基本指針

国は、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（基本指針）を策定。



基本指針の主な内容

子ども・子育て支援の意義

子どもの育ちに関する理念や
社会の役割など

地方自治体の事業計画の作成指針

住民の意向を把握し、
それに伴う計画の検討など

制度に関する基本的事項の提案

自治体が作成する計画において、
留意事項を提示など

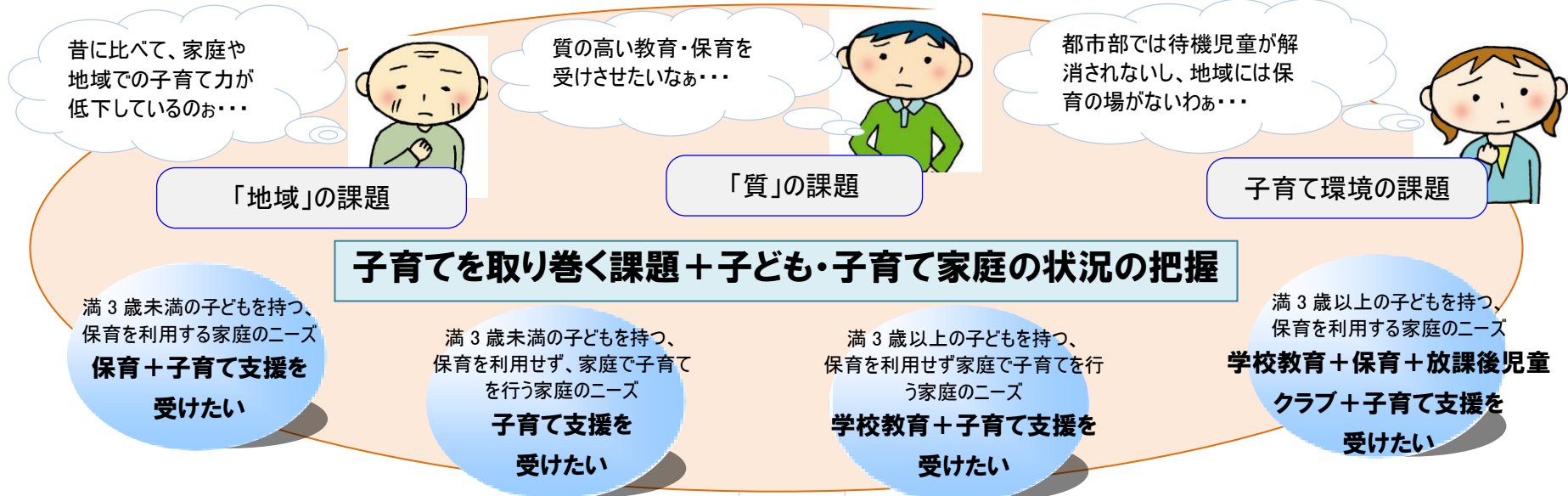
関連施策との連携

ワーク・ライフ・バランスなどの
関連施策との連携について

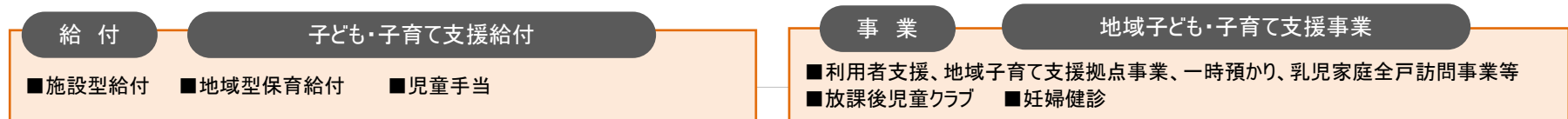
2

子ども・子育て支援事業計画のイメージ①

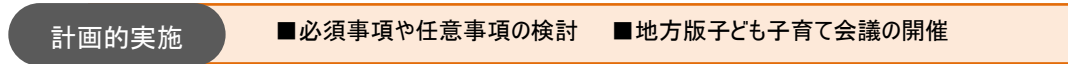
子ども・子育て家庭の状況に応じた支援策の検討



さまざまな“子ども・子育て家庭の状況に応じた需要の把握



地域の子ども・子育て支援策の検討



3

子ども・子育て支援事業計画のイメージ②

市町村子ども・子育て支援事業計画には、市町村が定める区域ごとに
幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援における、「見込み量」「確保策」「実施時期」を記載する。
また、任意的事項として、ワーク・ライフ・バランスに係る施策との連携等について記載する。

必須記載事項

- 教育・保育提供区域の設定
- 幼児期の学校教育・保育量の見込み、確保策、実施時期
- 地域子ども・子育て支援事業の見込み、確保策、実施時期
- 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

任意記載事項

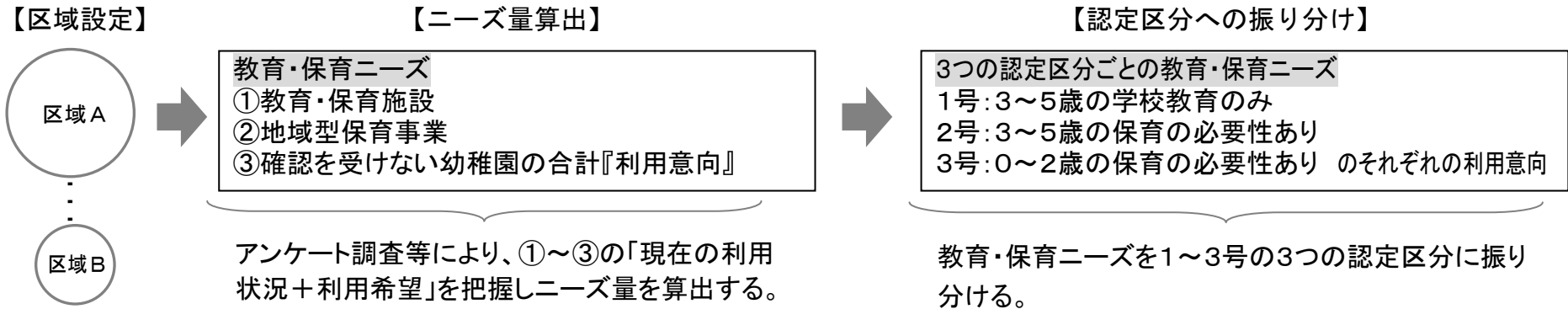
- 産後の休業及び育児休業後の特定教育・保育施設の利用確保
- 都道府県が行う施策との連携
- ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた雇用環境の整備に関する施策の連携など

4

子ども・子育て支援事業計画のイメージ③

市町村子ども・子育て支援事業計画における、
幼児期の教育・保育サービスの見込み量及び確保策の検討の流れは以下の通りである。

■見込み量算出の流れ



■目標事業量算出の流れ

【教育・保育施設及び地域型保育事業】



【地域子ども・子育て支援事業】



子ども・子育て支援事業計画に記載する「見込み量」「目標事業量」「実施時期」を検討するにあたり、教育・保育ニーズの把握が求められる。

そのため、就学前・就学後保護者に対するアンケート調査を行い、意向を把握することが必要。

5

「子ども・子育て」ニーズの把握について

保育・教育における「量」の把握と「質」の向上をめざす

給付

子ども・子育て支援給付

■施設型給付

- ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付
※私立保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする

■地域型保育給付

- ・小規模保育(6人～19人以下の子どもを預かる場合)、家庭的保育(5人以下の子どもを預かる場合)
居宅訪問型保育(保育士が訪問し子どもを預かる場合)、事業所内保育
※施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応

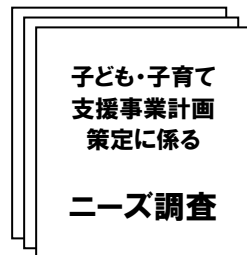
■児童手当

事業

地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、
乳児家庭全戸訪問事業等 (対象事業の範囲は法定)
※都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施
- 延長保育事業、病児・病後児保育事業
- 放課後児童クラブ(対象が「概ね10歳未満」から「小学生」へ)
- 妊婦健診

■調査票の構成 (就学前児童・就学後児童用アンケート)



ニーズ調査
(国が示す共通設問)
国への提出が求められる部分(特定事業、その他自治体比較の指標)

「幼児期の学校教育」・「保育」・「地域の子育て支援」のニーズを把握し、「必要量」を事業計画に反映します。



【独自設問】

地域の子ども・子育て支援、連携・協働のあり方

施策に活かすための独自設問を設け、地域の子ども・子育て支援、連携・協働のあり方など、「保育と教育の質」を把握します。

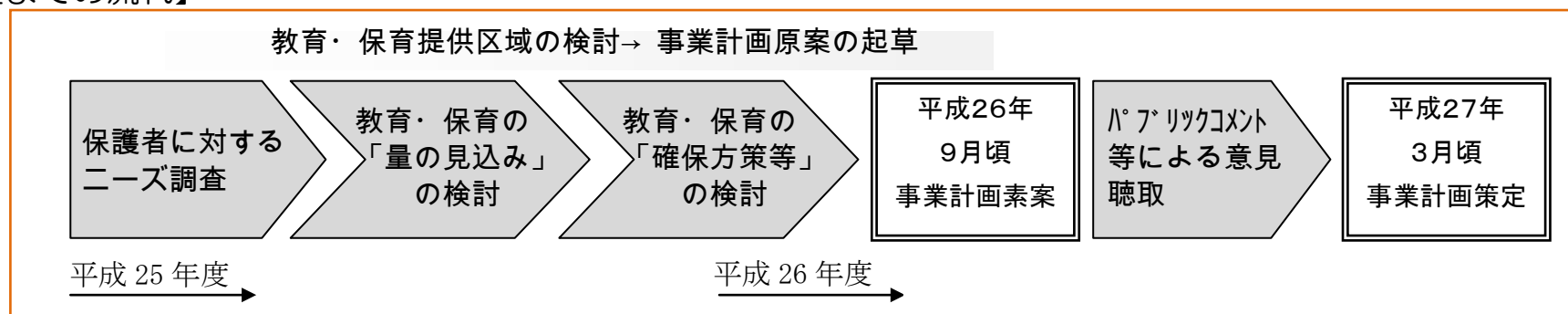
6

「子ども・子育て支援事業計画」と「ニーズ調査」について

ニーズ調査を実施して事業計画を策定する

- 事業計画とは、子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」のこと
- 計画策定に先立つ、保護者の利用希望などの把握が義務化されている

【策定までの流れ】



【藤井寺市ニーズ調査票（案）】

ニーズ調査についての設問の設計等（項目や具体的な表現など）

藤井寺市調査票（案）は、国及び大阪府から提示されている調査項目を基本としつつ、藤井寺市の独自設問を追記しています。

7

藤井寺市調査票の概要について

藤井寺市では、「就学前児童保護者」と「就学後（小学生）児童保護者」の2種類の調査を実施し、
前回計画との意向の変化や見込み量算出の基礎資料とする。

就学前児童調査票（大項目）

- 家族構成や保護者の就労状況
- 幼稚園・保育所の利用状況
- 病児・病後児の対応状況
- 幼稚園・保育所の利用意向
- 土日祝、長期休暇時の幼稚園・保育所の利用意向
- 育児休業など、仕事と子育ての両立
- 小学校就学後の放課後の過ごし方
- 一時預かりの利用状況・意向
- 子育て支援サービス
- 子育てに対する意識
- 地域での子育てについて

就学後児童調査票（大項目）

- 家族構成や保護者の就労状況
- 放課後児童会の利用状況・意向
- 病児・病後児の対応状況、一時預かりの利用状況・意向
- 子育て支援サービス
- 普段の子どもの過ごし方
- 地域活動などへの参加状況・意向
- 子育てに対する意識
- 地域での子育てについて